

「郡山市公文書管理条例（案）」にお寄せいただいたご意見等と市の考え方

受付 番号	ご意見	市の考え方
1	<p>特定歴史公文書等の保存方法を明確にすべきだと思います。</p> <p>常温保存なのか、温度や湿度も最適な状況で保存するのかで、劣化の進行が違ってきます。</p> <p>ご承知のとおり、この夏、国立博物館では、猛暑のため、最適な保存が危機になり、クラウドファンディングで賄いました。</p> <p>しかしながら、郡山市では、その方法は不可能だと思います。</p> <p>保存方法によっては、予算措置が必要になります。</p> <p>その点を再度検討し、明記すべきだと思います。</p>	<p>条例（案）の骨子にお示しのとおり、適切な特定歴史公文書の保存等について規定いたします。</p> <p>なお、建設中の（仮称）郡山市歴史情報・公文書館においては、博物館法施行規則第21条に基づいて、施設内の温湿度を一定に保てるような空調機器の導入等、歴史公文書等の収蔵品が適切に保管できるような環境整備を進めているところです。</p>
2	<p>市の政策として公文書管理条例の制定を行うことについて、大いに賛同し、期待するものです。以下、1点のみ指摘をさせていただきます。</p> <p>条例案で追加すべき事柄として、「公文書管理体制の整備」を挙げておきます。たとえば、札幌市公文書管理条例10条では、「（公文書管理体制の整備）」といった見出しで「実施機関は、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。」と規定されています。このような全庁的に公文書管理政策を推進するための意思表示的条文を盛り込み、かつそのなかで、「（専門職員の配置）適切な公文書管理体制の構築及びその運用にあたっては、公文書等の専門的知識を有した職員（アーキビスト）を配置し、その職務にあたらせるものとする。（ ）は見出し。」などの「専門職員の配置」規定を条文明記すべきです。国立公文書館認証アーキビスト制度が整備されていますが、現用の公文書管理及び公文書館制度の運用を担う専門職の配置は、当該制度を適切に運用するために不可欠です。特に、特定重要公文書等の保存、</p>	<p>公文書管理体制の整備については、条例に規定いたします。</p> <p>ご提案のとおり、公文書の管理については、専門的知識を有する専門職員（認証アーキビスト等）の役割が重要であると認識しております。</p> <p>国立公文書館認証アーキビストについては、本年4月1日現在、全国で281人が認証されておりますが、県内には認証された方がおりません。</p> <p>そのため、本市では内部育成として、複数の担当職員を国立公文書館主催のアーカイブズ研修に派遣しており、また、他市の事例を参考に認証アーキビストを附属機関の委員にすることを検討しております。</p>

	<p>展示、レファレンスの対応等については、一般行政職が担うことは難しいでしょう。また、それに関連し、公文書等の専門的知識を有した専門職員（アーキビスト）の採用にあたっては、まずは、公文書等の管理、保存、利用に関心を有し、日本近世史または近現代史を大学・大学院において専攻した職員を「庁内公募」する。そして、庁内公募職員に国立公文書館アーカイブズ研修の受講、認証アーキビスト資格を取得させた上で当該業務に従事させることを期待します。組織内で、大学・大学院等で歴史学を専攻し、素養、適性を有した職員が居るのではないのでしょうか。そして、組織内で複数の認証アーキビスト資格を有した職員を作り出すことで、人事異動も加味しつつ専門的業務を維持する体制の構築が可能なはずで。安易に、会計年度任用職員による専門職配置は行うべきではありません。以上です。</p>	<p>これらを踏まえ、公文書が適正に保存され、利用しやすい制度となるように、本市の実情に合わせて、体制整備を図っていく予定です。</p>
3	<p>公文書の中に次の資料を追加して欲しい。</p> <p>行政側からの情報もさることながら、市民活動の情報も行政と同様、生の生活活動記録が残されると、それが参考になり将来の活動に役立つと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町内会自治会の総会資料 ② 公民館利用団体が使用料免除申請の際、添付するその団体の総会資料 	<p>条例（案）の骨子にお示しのとおり、公文書については、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定いたします。</p> <p>このため、①の町内会の総会資料は、公文書には当たりませんが、②のように、公民館利用団体の使用料免除申請の際添付資料として提出されたものについては、公文書として一定期間保存されます。</p> <p>また、歴史資料として重要な公文書については歴史公文書となり、（仮称）郡山市歴史情報・公文書館に移管し、それ以外の公文書は廃棄することとなります。</p> <p>本市では、歴史公文書に該当するかを判断するための選別基準を定めており、②が公文書として取り扱われた場合、一般的には業務上必要な期間保存して、廃棄することとなります。</p>

4	<p>私達が身近に歴史に係る公文書はとても有意義な物であって欲しいと思います。今まで市民である私達が歴史的事実の記録で、公文書を閲覧が可能になる事で、より一層、関心が深まると思います。次世代へ継承して行くための拠点施設ができるのは実に嬉しいと思います。完成したら是非入館したいと思います。今から楽しみです。</p>	<p>歴史資料として重要な公文書については、(仮称)郡山市歴史情報・公文書館において、永久保存し、目録を公開し、閲覧いただけるようになります。</p> <p>市民のみなさまが、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書を利用できるよう、適正な公文書管理に努めてまいります。</p>
---	---	---